

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	R6低所得世帯支援非課税世帯臨時給付金	①令和6年度住民税が免除とならない生活保護世帯については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠の交付限度額の算定対象にならないが、算定対象者と同じように物価高騰に苦しんでいることが想定されるため、推奨事業メニューを活用し支援を行うことで、住民税免除とならない生活保護世帯の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 令和6年度住民税が免除とならない生活保護世帯 130世帯×30千円、子ども加算 21人×20千円 事務費 56千円 事務費の内容 役務費(郵送料、口座振込手数料等) ④令和6年度住民税が免除とならない生活保護世帯数 130世帯	R7.4	R7.11
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金交付事業	①エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業者等の負担緩和や高効率化による収益の拡大等を図るため、省エネルギー化、省コスト化及び効率化・高収益を目的とした設備等の導入や更新を行う者に対し、その経費の一部に対する補助金を交付することにより、市内中小企業者等の中長期的な事業継続を支援する。 ②設備等の導入又は更新に係る経費の一部に対する補助金 ③1事業者あたり約114万円54事業者を想定 ④設備等の導入又は更新を行う市内事業者	R7.6	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども貧困緊急対策事業	①物価高騰の影響を受ける子どもの居場所(食堂)が安定的な運営できるよう、主食である米を配送し、貧困状態にある子どもの食事支援に活用する。 ②米代及び配送料 ③4000円×7袋×5カ所×8カ月×1.08=1,209,600円(配送料込) 4000円×11袋×23カ所×8カ月×1.08=8,743,000円(配送料込) 合計9,953,280円 ④浦添市内にある子どもの居場所(29カ所)	R7.8	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	浦添市学校給食費保護者支援補助金	①物価高騰の影響による小学校の保護者負担軽減 ②令和7年4月～令和8年3月までの給食費(小学校5,100円) ③小学校11校(一般補助対象者5,637人)×5,100円(給食費)×11カ月分の1/2を支援する。 ④市立小学校11校に在籍している児童の保護者(就学援助対象者児童と教職員等を除く)	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立学校等学校給食費保護者支援補助金	①物価高騰の影響による私立・国立小学校へ通学している児童の学校給食費負担軽減。 ②令和7年4月～令和8年3月までの給食費 ③対象4校(180名) 月額上限2,550円 2,500円×11月×69名=1,897,500円、2,550円×11月×111名=3,113,550円 合計額5,011,050円 ④浦添市に住民登録のある私立・国立小学校へ通学している児童の保護者(就学援助対象児童と教職員等を除く)	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	浦添市学校給食費保護者支援補助金(R6補正)	①物価高騰の影響による小・中学校の給食費に上乘せ ②令和7年10月～令和8年3月までの給食費に上乘せ分 ③小・中学校16校(小学校7,222人、中学校3,676人) 小学校:8,932,377円 中学校:5,697,285円のうち13,808,000円をR6補正分 ④市立小・中学校16校に在籍している児童生徒(教職員を除く)	R7.10	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	浦添市学校給食費保護者支援補助金(R7予備)	①物価高騰の影響による小・中学校の給食費に上乗せ ②令和7年10月～令和8年3月までの給食費に上乗せ分 ③小・中学校16校(小学校7,222人、中学校3,676人) 小学校:8,932,377円 中学校:5,697,285円のうち799,000円をR7予備 ④市立小・中学校16校に在籍している児童生徒(教職員を除く)	R7.10	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等食材料費負担軽減事業	①保育所等に対し給付金を支給することにより、物価高騰等に直面する中、保護者負担の軽減を図るとともに、保育所等において従来の栄養バランスや量を保った給食等が提供されることを目的に実施する。なお、本事業の実施主体は県であり、市負担分について市配分重点交付金を活用するものである。 ②保育所等への給付金 ③給付金の算定方法 (a)R7.4.1現在の給食提供児童数 保育所 1,674人 認定こども園 2,334人 小規模保育事業所・事業所内保育事業所 364人 認可外保育施設 277人 (b)64円/食 (c)令和7年度における給食提供日数 教育認定児童は242日、保育認定児童は291日で算定 (a)×(b)×(c)=給付金額=90,968,000円 内県補助額 46,732,000円 内市負担額 44,236,000円 ④市内保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所	R7.4	R8.3